

# 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策について

令和7年5月23日（金）



文部科学省

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## \*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

## ◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

## ◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

## ◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】

- （令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## 【主な審議事項】

### ①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

### ②社会教育活動の推進方策

（**地域と学校の連携・協働の更なる推進方策**、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

### ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTAや子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

# コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

# 地域と学校の連携・協働の必要性

## 地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

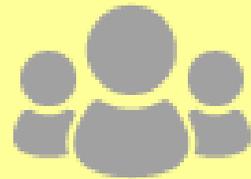
## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

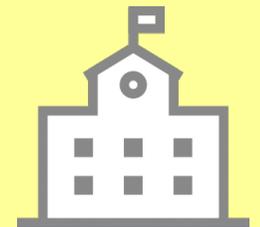
## 学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

## 地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**

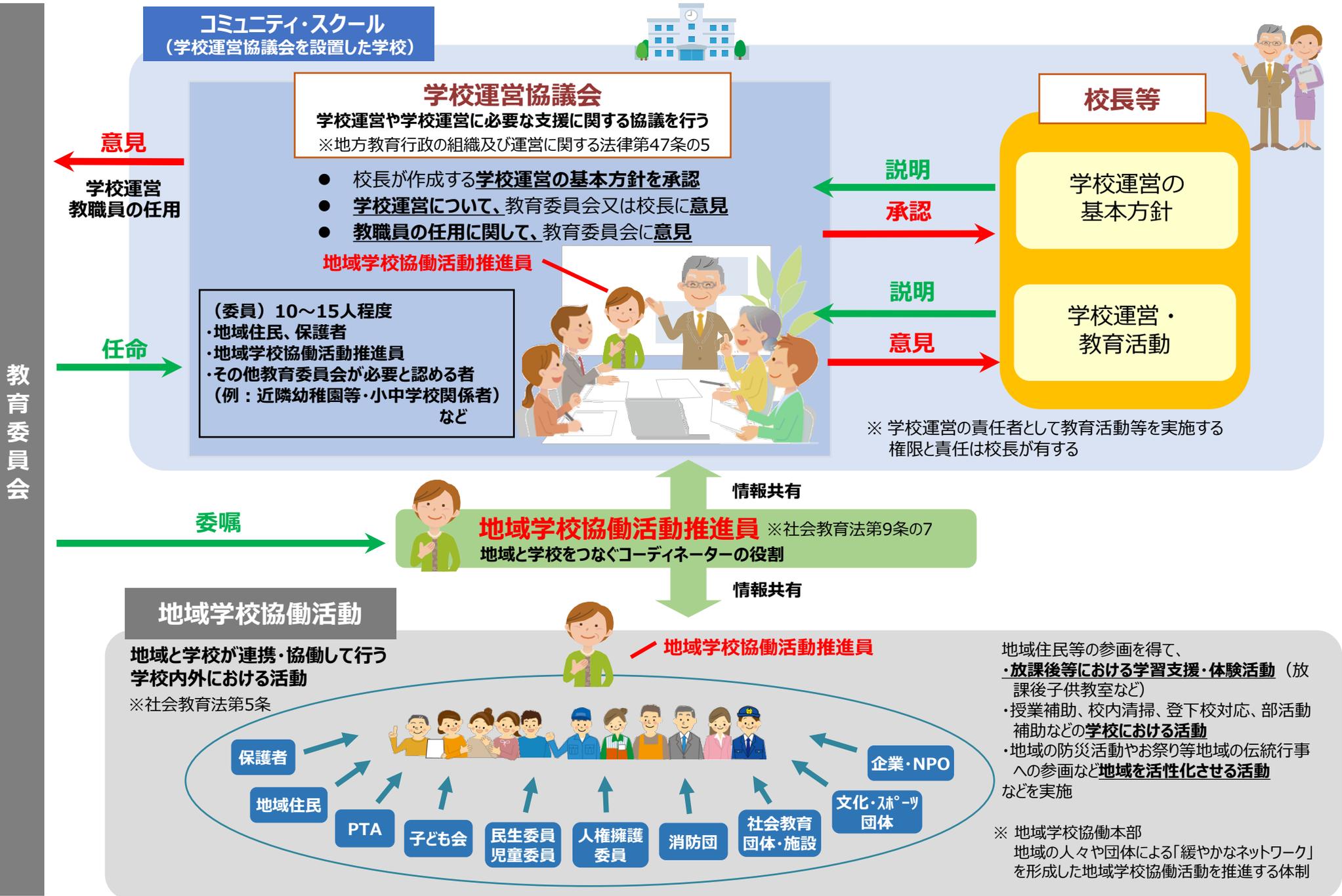


**地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進**

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



# 様々な地域学校協働活動

## 定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

### 学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



### 放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



### 学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



### 地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



## 地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「当事者」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

### 【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



### 1 当事者性

… 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**  
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）

### 2 自立性・対等性

… **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与  
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）

### 3 持続性

… 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**  
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

# コミュニティ・スクールの有用性

## コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

### 学校の課題



#### 「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

#### 学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



### 子供の課題



#### 不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



### 地域の課題



#### 若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

#### 地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

(例) 埼玉県戸田市

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

# コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

## 教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

## 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、  
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置  
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

### 学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

## 教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、  
コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

## 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

- （地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
- ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

## 教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

## 第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度  
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組む  
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支える仕組みづくりが実施されるよう促す

## 第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度  
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大  
・全ての中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

## 第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度  
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す  
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

# 令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

### 公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**  
2,018校増 6.4ポイント増

### 導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

### うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**  
1,811校増 7.0ポイント増

40都道府県 16指定都市  
1,375市区町村 18学校組合

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校  
(前年度から719校減)

## 地域学校協働本部

### 公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**  
791校増 2.9ポイント増

### 地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**  
563本部増

### うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**  
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

## コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

### コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

### コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**  
2,140校増 6.6ポイント増

### うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**  
1,931校増 7.3ポイント増

### 地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

## 地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

### ① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**  
**1,534自治体 (84.6%)**

### ② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**  
**852自治体 (47.0%)**

### ③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

### ②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

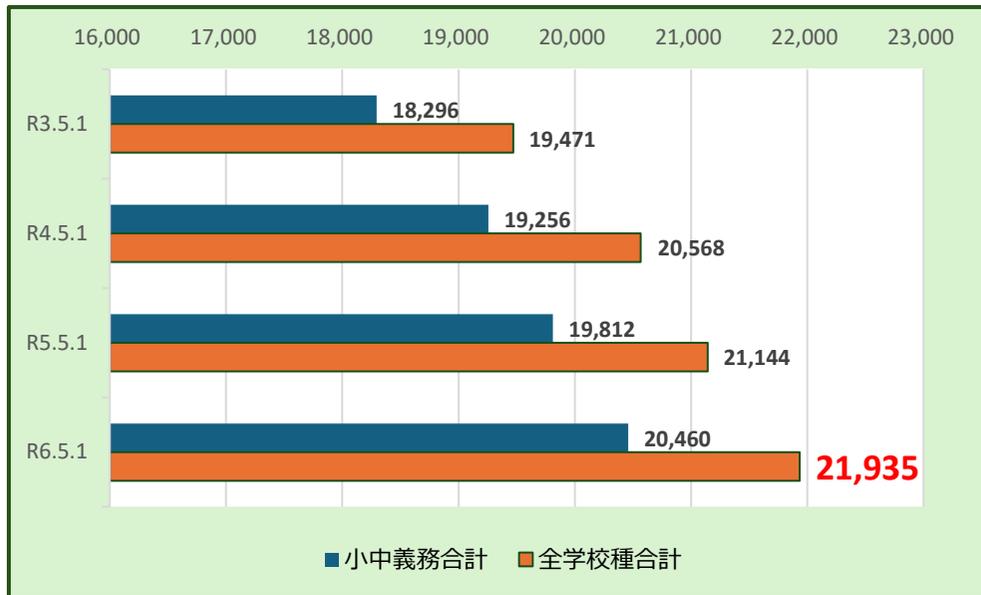
## 今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

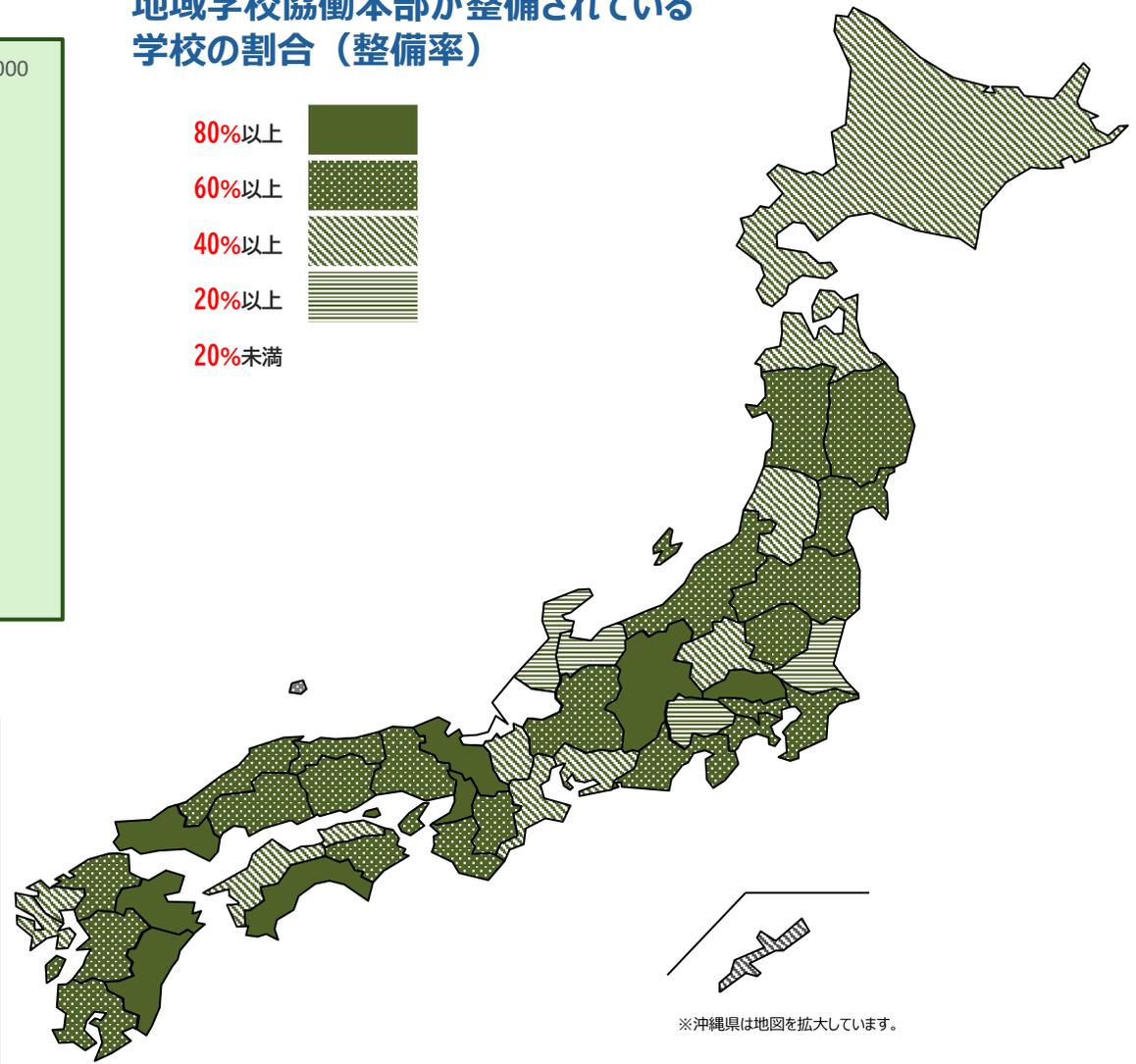
更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

地域学校協働本部が整備されている公立学校数：**21,935**/34,334校  
 全国の公立学校のうち、**63.9%**がカバーされている

## 地域学校協働本部が整備されている学校数の推移



## 地域学校協働本部が整備されている学校の割合（整備率）



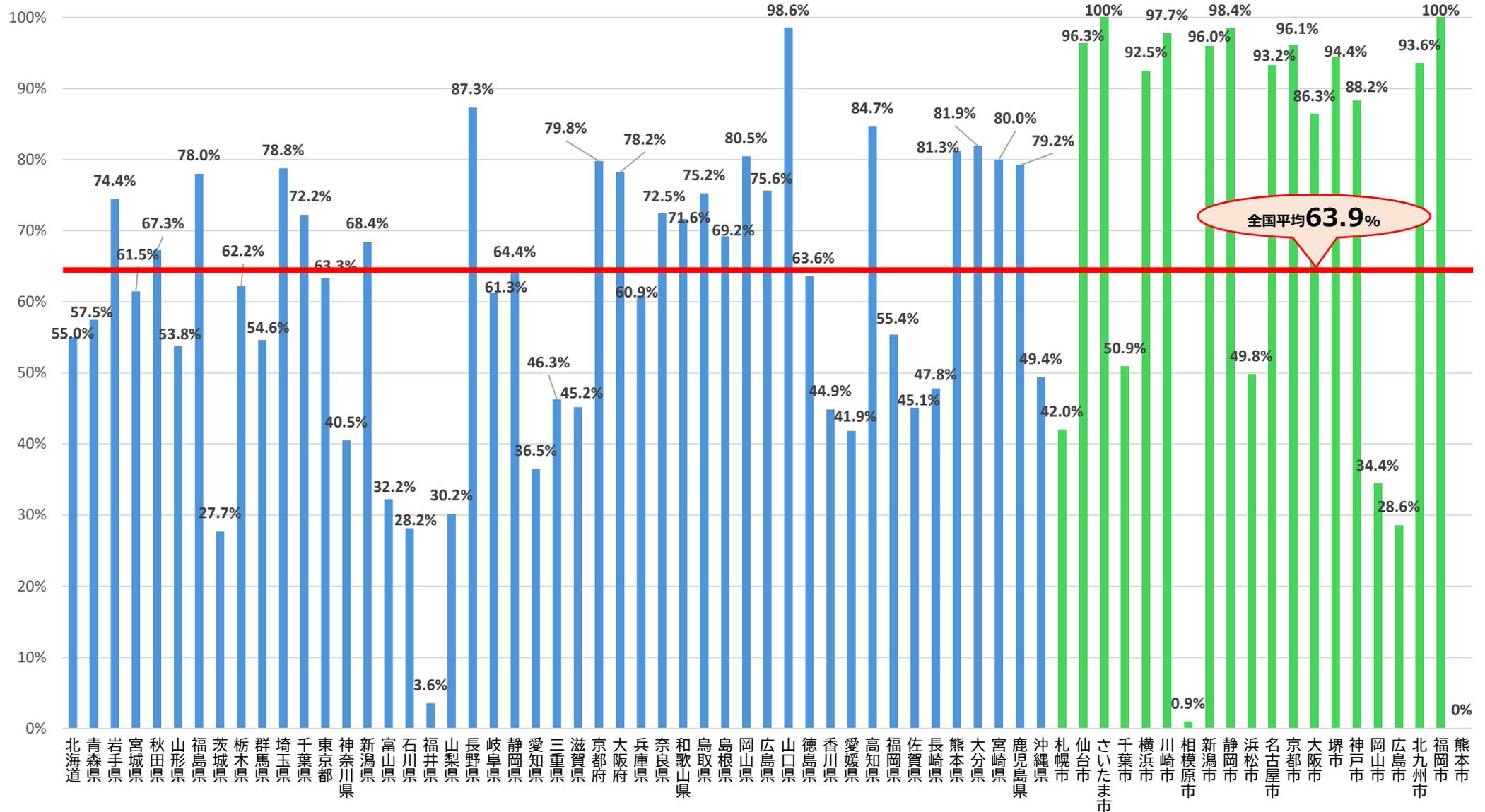
**地域学校協働本部**とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。  
**「地域学校協働本部が整備されている」**とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があったりするものではありません。

- ＜地域学校協働本部の要素＞
- ① コーディネート機能（地域学校協働活動推進員等の配置の有無に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること）
  - ② 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること）
  - ③ 継続的な活動（地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること）

# 地域学校協働本部の整備率

令和6年5月1日  
時点

## 都道府県・指定都市別/全学校種



全国平均 63.9%

都道府県 (指定都市含まず)

指定都市

## 基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	◆ : 今年度新規で調査した項目 ★ : 実施率(※1)が80%以上の項目 ▲ : R5調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、 <b>学校以外の主体</b> （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	47.4%▲	★85.0%	73.0%▲	72.6%▲
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、 <b>学校以外の主体</b> （地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	38.3%▲	45.0%▲	44.9%▲	44.7%▲
③ <b>学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理</b> は、 <b>公会計化または教師が関与しない方法</b> （地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	68.1%	70.0%▲	45.9%	46.7%
④ <b>地域人材等との連絡調整</b> は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 <b>地域学校協働活動推進員</b> （社会教育法第9条の7）等の <b>学校以外の主体</b> が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	38.3%▲	70.0%▲	50.7%	50.6%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

# CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- CSマイスターは、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行う。
- コミュニティ・スクールの更なる導入加速に向け、特に地方公共団体の首長や教育長等の理解を促進する活動への協力を依頼するため、コミュニティ・スクール連絡協議会顧問の貝ノ瀬滋氏、前牛久市長の根本洋治氏を「CS推進名誉マイスター」に任命。（任期：令和8年3月31日まで）

## 令和7年度CSマイスター名簿（33名）

※ 各CSマイスターの所属・役職については令和7年4月時点です。

赤松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
朝倉 美由紀	明星大学教育学部 特任教授	竹村 和之	山口県立大学 審議監 特命教授 附属高等学校設置準備室長 高大連携推進室長
安齋 宏之	ふくしま学校と地域の未来研究所 代表	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 法人理事 宮崎医療管理専門学校 常務理事
井上 尚子	一般社団法人エス・プレイス(S・PLACE) 代表理事	出口 寿久	旭川市立大学 教授
今泉 良正	CSサポートみやぎ 代表	取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表コーディネーター	西 祐樹	福岡県春日市議会事務局 議事課 主査
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事	野澤 令照	利府町文化交流センター「リフノス」センター長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	廣瀬 志保	山梨県立笛吹高等学校 校長
風岡 治	愛知教育大学 教授	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 元教育長
香山 真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校 所長	福田 晴一	東京都北区教育委員会 教育長
小西 哲也	下関市立大学 特命教授	船坂 礼子	瀬戸市教育委員会 CS統括コーディネーター 合同会社エデュエール 代表社員
小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
猿渡 智衛	鎌倉市こどもみらい部放課後かまくらっ子 推進参与	森 万喜子	青森県教育改革有識者会議 副議長
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 社会教育指導員	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長・研究科長
大門 和喜	大阪府千早赤阪村教育委員会 教育長	安田 隆人	岡山県教育庁生涯学習課 地域学校協働活動アドバイザー
高野 睦	秋田県由利本荘市立大内中学校 教諭	横澤 孝泰	神奈川県教育委員会サポートオフィス 所長
		四柳 千夏子	三鷹市教育委員会 統括スクール・コミュニティ推進員

## CSマイスター派遣実績

- ▶ 令和6年度 ① プッシュ型派遣（導入促進に向けて都道府県教育委員会・政令市等をサポート） 25 都道府県 6 政令市 1 中核市  
 ② 依頼派遣（コミュニティ・スクールの充実に向けた自治体からの依頼派遣） のべ102自治体

# コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和7年2月時点）

本体はこちら →



## 《教育分野》

- ・ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会  
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・ **公益社団法人日本PTA全国協議会**
- ・ **一般社団法人全国高等学校PTA連合会**  
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・ **公益社団法人全国子ども会連合会**  
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・ **公益社団法人全国公民館連合会**  
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・ 全国私立大学教職課程協会
- ・ 日本教育大学協会
- ・ 日本教職大学院協会  
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・ 全国都道府県教育委員会連合会
- ・ 全国市町村教育委員会連合会
- ・ 指定都市教育委員会協議会
- ・ 全国都市教育長協議会
- ・ 中核市教育長会
- ・ 全国町村教育長会  
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会  
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・ 全日本中学校長会  
（中学校教育の振興等）
- ・ 全国連合退職校長会  
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
- ・ 全国公立小中学校事務職員研究会  
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- ・ 全日本教職員連盟  
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）

- ・ 公益社団法人日本教育会
- ・ 日本連合教育会
- ・ 一般社団法人全国教育問題協議会  
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・ 公益財団法人日本学校保健会  
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・ 公益財団法人産業教育振興中央会
- ・ 全国産業教育振興会連絡協議会  
（産業教育の振興）
- ・ 全国専修学校各種学校総連合会  
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会  
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益財団法人日本数学検定協会  
（数学に関する普及啓発・支援等）
- ・ 公益社団法人全国学習塾協会  
（学習塾業界等の発展と教育の質の向上等）

## 《スポーツ・文化分野》

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会  
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・ 公益財団法人日本ゴルフ協会  
（ゴルフを通じた幸福や健康の増進、防災拠点の構築、教育活動の実施等）
- ・ 公益財団法人運動器の健康・日本協会  
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・ 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟  
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・ 一般社団法人和食文化国民会議  
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

## 《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会  
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- 一般財団法人全日本交通安全協会  
(交通安全に関する普及啓発等)
- 消防団  
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- 公益社団法人隊友会  
(防衛・防災関連施策への協力等)

## 《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本FP協会  
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

## 《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団  
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会  
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会  
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- 全国保育協議会
- 公益社団法人全国私立保育連盟
- 社会福祉法人日本保育協会  
(保育・児童福祉の向上等)

## 《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟  
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会  
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

## 《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会  
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

## 《社会福祉・健康・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会  
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)  
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会  
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会  
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会  
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 全国健康保険協会  
(保健事業、ヘルスリテラシーの向上、児童生徒の健康意識の醸成 等)
- 一般財団法人ACCN  
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

## 《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会  
(農林水産分野における体験機会の提供等)

## 《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会  
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

## 《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会  
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

## 《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会  
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

**PTA**

# P T AやP T A活動

## ① P T A設立の経緯

### ○ 設立の経緯

我が国におけるP T Aは第二次世界大戦後、GHQの報告書に基づき、文部省において、「父母と先生の会-教育民主化の手引き-」（昭和22年）が都道府県知事宛に送付されるなど、勸奨がなされ、昭和22年から25年にかけて、ほとんど全国の小・中・高等学校において結成。

## ② P T Aの性格・役割

父母と先生の会（P T A）は、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。

（「父母と先生の会の在り方について」社会教育審議会報告 昭和42年6月23日）

### ○ P T Aは社会教育団体とされている。

学校の単なる後援会や意思伝達団体ではなく、会の趣旨に賛同した親と教師が自主的に参加し、会員の総意によって運営される団体である。

## ③ P T Aの主な活動

- 学校の活動についての支援・参加
- 地域での子どもの育成活動への支援・参加
- 家庭での子どものよりよい育成についての互助・支援
- 社会教育活動
- 親睦、教養、娯楽・スポーツなど

## ④ 課題等

社会の変化に伴い、働き方、暮らし方、家庭事情等が変化。平日昼間の活動には参加できない等、従来通りの方法や活動では、活動に参加しにくいケースも出てきた。より多くの保護者が参加しやすくなるような運営上の工夫や必要に応じて内容の見直しや効率化を図った事例も出てきているため、こうした事例を周知していくことが重要。

また、本来は任意であるP T Aの加入の強制や未加入者の不利益（登校班に入れられない等）問題なども報道等で取り上げられている。

# 家庭教育支援

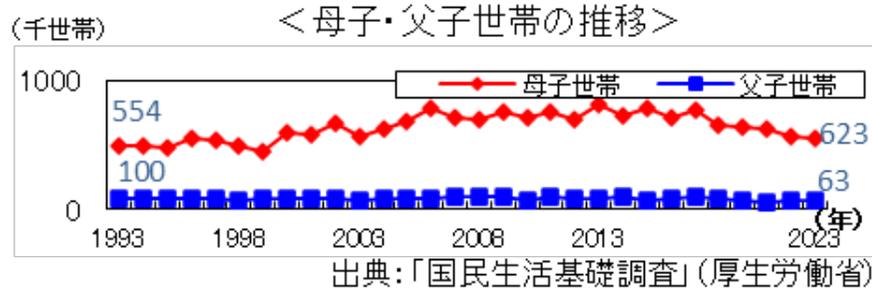
# 家庭教育支援

## ① 家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。
- 子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。

## ② 家庭教育を取り巻く状況

- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化中、子供の学びや育ちに悩みや不安を持つ保護者も多く、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームなど、地域全体で家庭教育を支える体制を構築することが必要。



### ◆ 第4期教育振興基本計画 (令和5年6月16日閣議決定) (抜粋)

#### 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

##### ○ 家庭教育支援の充実

- ・ 子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

#### 目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

##### ○ 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

- ・ 地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進する。

## ③ 文部科学省における主な取組

- 地域の実情に応じた家庭教育支援 (アウトリーチ型支援 (※) を含む) の取組への財政支援  
(地域における家庭教育支援基盤構築事業 (補助事業))  
(※ 支援側が家庭訪問や学校などに出向き、相談事業などを実施)
- 社会に変化に対応した効果的な支援方策の調査検討・全国的な普及啓発
- 「家庭教育支援チーム」の設置促進 (文部科学大臣表彰、登録制度等)

# 地方公共団体における家庭教育支援の取組状況

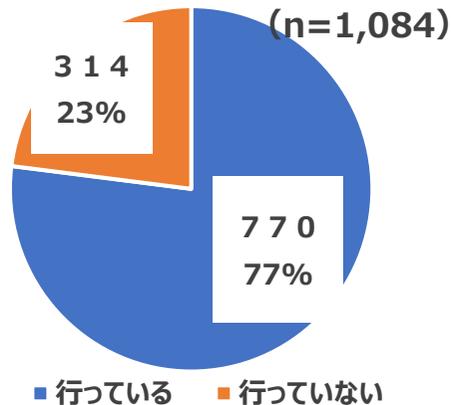
- **アウトリーチ型支援の取組状況**
  - 対象：自治体の家庭教育支援担当課（都道府県・市区町村）
  - 手法：インターネット調査 ○期間：令和6年1月～2月
  - 【都道府県】実施：32%、検討中：4%、予定なし：64% 【市区町村】実施：33%、検討中：11%、予定なし：56%
- **アウトリーチ型支援の内容**（※アウトリーチ型支援の取組を「行っている」又は「検討中」と回答した自治体）
  - 【都道府県】「学校のイベント、行事に合わせた相談窓口の設置、相談会の実施」：50%、「訪問支援」：29%
  - 【市区町村】「訪問支援」：59%、「学校のイベント、行事に合わせた相談窓口の設置、相談会の実施」：29%、  
「物品援助、子育てサービスの提供による保護者へのアウトリーチ」：23%
- **アウトリーチ型支援の成果**（「支援がなかなか届きにくい家庭（保護者）に寄り添い届ける支援」として効果が出ていると思うか。  
※アウトリーチ型支援の取組を「行っている」と回答した自治体）
  - 【都道府県】「そう思う」：14%、「まあそう思う」：36%、「どちらともいえない」：50%、「あまりそう思わない」：0%、「そう思わない」：0%
  - 【市区町村】「そう思う」：22%、「まあそう思う」：46%、「どちらともいえない」：28%、「あまりそう思わない」：3%、「そう思わない」：1%
- **アウトリーチ型支援の課題**（※アウトリーチ型支援の取組を「行っている」と回答した自治体）
  - 【都道府県】「人材の確保・養成」：80%、「予算の継続的な確保」：53%、「学校との連携」：47%、「保健福祉部局との連携」：47%、  
「保護者との信頼関係の構築」：47%
  - 【市区町村】「人材の確保・養成」：76%、「保護者との信頼関係の構築」：47%、「予算の継続的な確保」：42%、「学校との連携」：47%
- **家庭教育支援の取組に関する課題**（地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を行う上で、特に課題であると感じていること（複数回答可））
  - 【都道府県】「支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足」：52%  
「支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足」：43%  
「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」：34%
  - 【市区町村】「支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足」：54%（※うち大都市：48%、一般市：54%、町村：54%）  
「支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足」：45%  
  
（※うち大都市：53%、一般市：44%、町村：46%）  
「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」：39%  
  
（※うち大都市：48%、一般市：37%、町村：39%）

# 地域の関係機関や関係者との連携状況【市区町村】

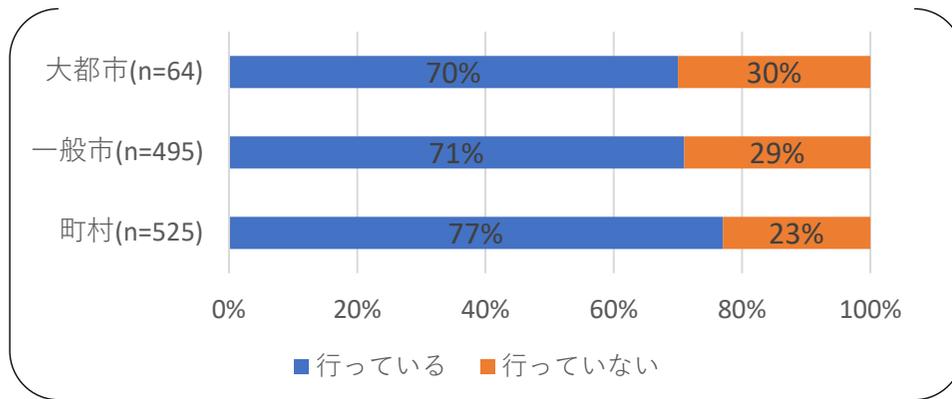
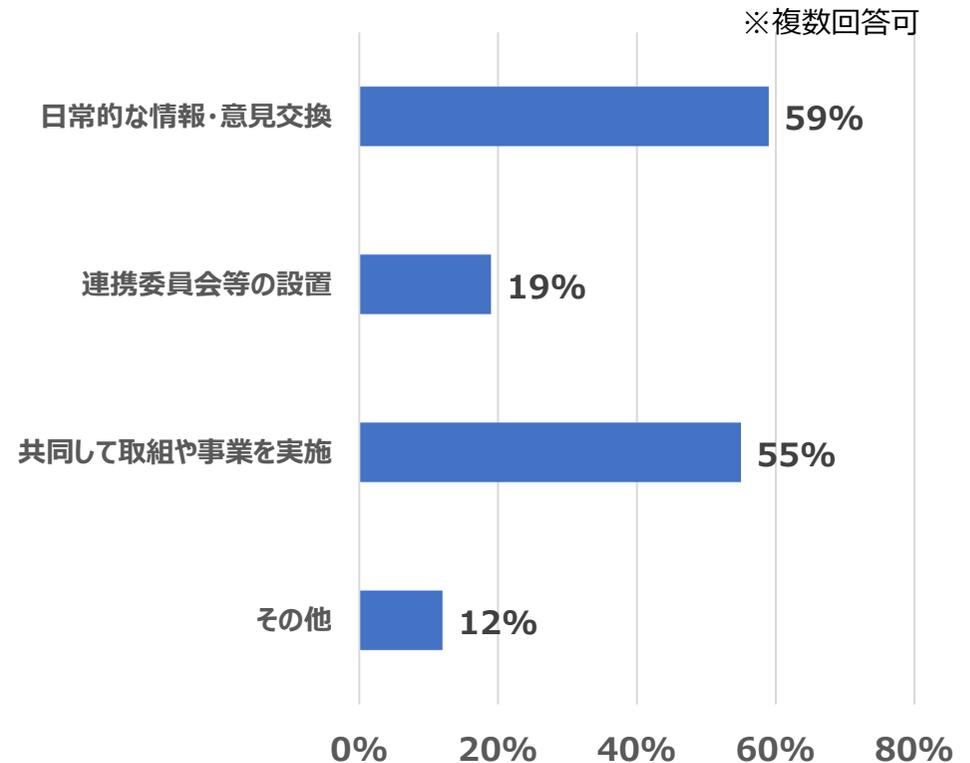
**【市区町村】 家庭教育支援の取組を推進する上で、地域の関係機関や関係者との間で連携を「行っている」と回答したのは、770自治体（77%）**  
**（具体的な連携内容）「日常的な情報・意見交換」（59%）**  
**「協働して取組や事業を実施」（55%）**

## <市区町村>

地域の関係機関や関係者との連携状況



具体的な連携内容 (n=1,084)



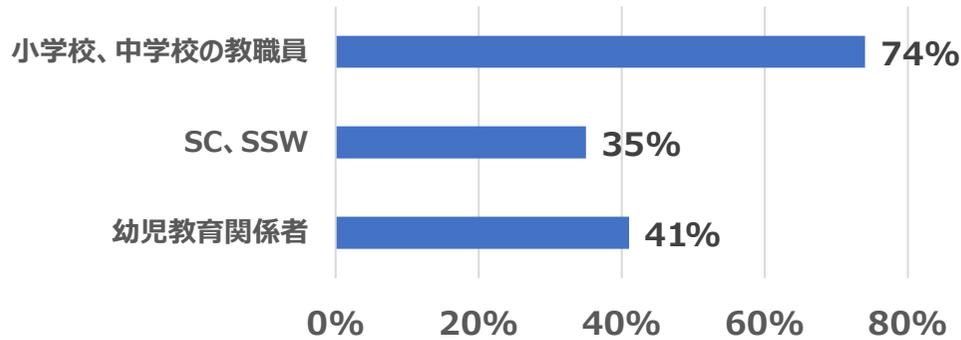
※ 数値（%の付いたものを除く）は、自治体数を示す。

# 地域の関係機関や関係者との連携状況【市区町村】（続き）

- ※ 複数回答可
- ※ 括弧内の数値は、自治体数を示す。

## [学校関係]

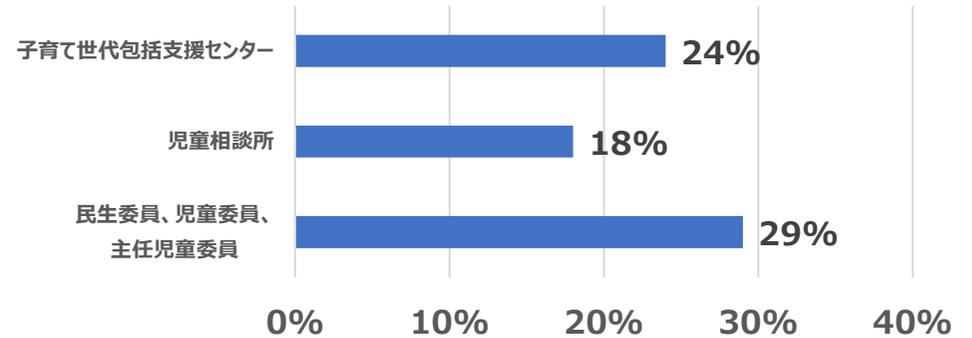
具体的な連携相手（n=773）



※ SCは「スクールカウンセラー」、SSWは「スクールソーシャルワーカー」を示す。

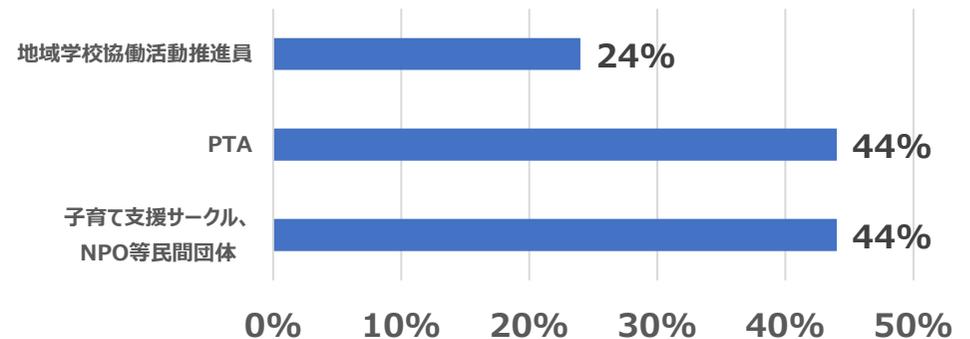
## [保健・福祉関係]

具体的な連携相手（n=773）



## [地域関係]

具体的な連携相手（n=773）



# 「家庭教育支援チーム」

## 趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進。**

## チームの構成・業務

- 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。
- 主な取組は、以下のとおり。
  - (1) 保護者等への学びの場の提供
  - (2) 保護者等への地域の居場所づくり
  - (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に向向して届ける支援）

<活動事例>  
保護者への学習機会の提供



保護者学習会の様子  
(都農町家庭教育応援団「さん・さん」  
/宮崎県都農町)

## 啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。

(平成28年2月)



- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。

(平成30年11月)



## 国による支援

### <文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。

令和5年度は、全国20チームの活動を優れた活動として選定し、表彰式を実施。

表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。



### <補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。



### <チームの登録制度>

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。  
【→登録チームは、ロゴマークを使用可】

## 家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

## ■地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

第一の検討事項(社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策)を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ

・コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動をどのように充実させるべきか。

### 現状

- ✓ 学校における地域学校協働推進本部の設置率は63.9%。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に整備している学校は45.5%にとどまっている。更に、これらの数値については地域間・学校間格差が生じている。
- ✓ 人口減少社会における学校を核としたコミュニティ再生・地方創生、学校における働き方改革、学校安全防災の推進、教育と福祉の連携など、地域学校協働活動に求められる役割は更に多岐に渡り、重要性がより一層高まっている。

### 課題

- ✓ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することの意義の再確認と、その認識を共有することが必要だが、一体的に推進することの意義とは何か。
- ✓ 多様な地域学校協働活動を継続的かつ効果的に実施するためのコーディネートにあたって、それぞれの施策・取組の実施主体にはどのような対応が求められているか。

・地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上をどのように進めるべきか。

### 現状

- ✓ 全国の地域学校協働活動推進員等の配置人数は34,613人、1,534自治体(全自治体の約84.6%)。
- ✓ 学校における地域人材等との連絡調整について、学校以外の主体(地域学校協働活動推進員等)が中心行的に行うよう、必要な取組を実施している自治体の割合は約5割にとどまっている。(「令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より)

### 課題

- ✓ 地域学校協働活動推進員等に求められる資質・能力とは何か。また、推進員の配置促進やコーディネート機能向上のために国や地方自治体にどのようなことが求められているか。

## ■地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

第一の検討事項(社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策)を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ

・PTA や子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携をどのように推進すべきか。

### 現状

- ✓ 保護者にとって、PTA活動や子ども会の活動は、その後の地域活動の第一歩であり、学校・家庭・地域の連携・協働を推進していく上で重要な役割を果たしている。
- ✓ PTAは入退会が自由であり、その会員は自主的・主体的に活動し、また全ての児童生徒を対象に活動が行われることが原則となるが、地域によってはその原則と異なる運営が行われている場合もある。

### 課題

- ✓ PTAの「入退会自由」等の原則をはじめとするPTA活動の本来の在り方を各地域に根付かせるための効果的な方策は何か。
- ✓ PTA活動と地域学校協働活動との棲み分けと効果的な連携・コーディネートの方法、PTA活動経験者が地域学校協働活動へ接続させる効果的な方法は何か。
- ✓ P(保護者)とT(教員)の働き方改革との両立をどのように図るべきか。

・家庭教育支援をどのように促進すべきか。

### 現状

- ✓ 各地域において、家庭教育支援チームの普及を図るとともに訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図っている。

### 課題

- ✓ 家庭や地域社会の在り方・価値観が多様化する中、家庭教育支援をどのように充実していくべきか(令和の時代における国・自治体・家庭教育支援チームの役割など)
- ✓ 訪問型支援等により地域の実情に応じた家庭教育支援を行っているところだが、児童虐待の相談件数や共働き世帯の増加などの社会の変化に対応した活動とするための「家庭教育支援チーム」の質的向上策はどのようなものがあるか。